

現代の子どもの身体には、運動不足に伴う体力・運動能力の低下と特定のスポーツを早期より長時間行う運動過度に伴うスポーツ外傷・障害(しょうがい)という二極化現象が見られ、様々なデータや例が示されてきました。

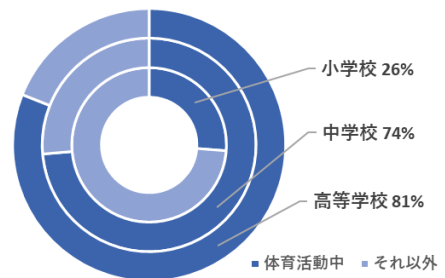
学校でのスポーツ事故

授業中や部活動中の事故に関しては、いわゆる学校管理下の災害に該当します。この学校管理下における災害に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」といいます。)が災害共済給付を行っています。

● 体育活動中の事故件数

令和元年度に、JSCが医療費給付を行った災害件数は、小学校・中学校・高等学校合計で886,428件(小学校333,137件、中学校303,550件、高等学校249,741件)あり、そのうち、体育活動中(体育の授業及び部活動)に起こった災害は513,166件(小学校87,308件、中学校223,527件、高等学校202,331件)になります。また、学年別の体育活動中の災害の割合は、小学校では26.2%ですが、中学校では73.6%、高等学校では81.0%となっており、年齢を重ねるほど体育活動中における事故、つまり、スポーツ事故の割合が大きくなっています。

学校管理下におけるスポーツ事故の割合



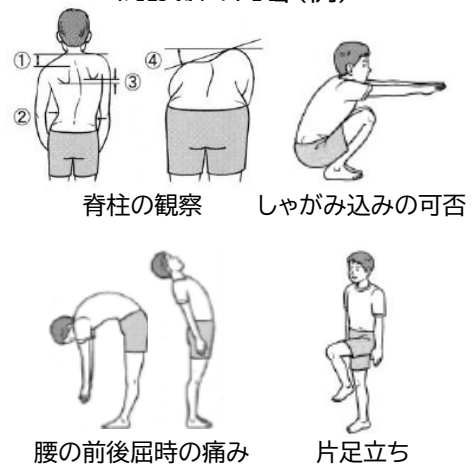
● 事故の要因

その要因には多様なものがあると考えられます。現在は子どもたちの活動、運動、生活習慣に、スポーツの不足、または、スポーツの過剰が関わり、運動器と運動器機能のバランス良い成長・発達が阻害されています。スポーツの不足は体力の低下、生活習慣病を惹起し、スポーツの過剰は、スポーツ外傷・障害をもたらしています。その結果、子どもの人口が減少しているにもかかわらず、体育事故件数の割合は昭和58(1983)年と比較すると、約1.4倍に増加しています。

学校の運動器検診

平成28年度から学校の健康診断(年1回)に「四肢の状態の検査」が必要項目となり、運動器検診が加えられることになりました。この検診の目的は、近年、過剰な運動などによる運動器の様々な障害の予防と、運動不足の児童生徒の外傷・障害を予防するための両者を兼ねています(小学校高学年からの脊柱側弯の早期発見も含まれています)。しかし、既存の体制では、運動器の検診に十分な時間をかけて行うことができません。残念ながら学校医は内科専門であり整形外科専門ではありません。現状では保護者が問診票に異常の有無を記入し、その問診票を基に学校医が検診を行い、異常があれば整形外科の受診をお願いしますこととなります。

問診票の内容(例)



● 検診で見つかる疾患

学校検診で見つかる具体的な疾患としては以下のものがあげられます。

- 脊 椎 … 脊柱側弯症、脊椎分離症
- 上 肢 … 野球肘、野球肩
- 股関節] … ペルテス(Perthes)病、大腿骨頭すべり症、発育性股関節形成不全(先天性股関節脱臼)
- 下 肢] … オスグッド-シュラッター(Osgood-Schlatter)病

学校検診ですべてが見つかるわけではありません。日頃の子どもの観察、身体症状の訴えを見逃さないこと、特にスポーツを持続的に行なっている子ども達の小さな訴えや体調の変化に注意して下さい。